

規 約

大阪府植物防疫協会

大阪府植物防疫協会規約

平成25年4月1日設立

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、大阪府植物防疫協会と称する。

(所在地)

第2条 この会は、事務局を地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に置く。

(目 的)

第3条 この会は、植物防疫に関する知識及び技術の普及向上等を図り、安全性及び商品性の高い農産物の安定的供給並びに農業生産性の向上に寄与し、もって府民生活の安定に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 植物防疫に関する知識の向上及び啓発に関すること
- (2) 植物防疫に関する調査に関すること
- (3) 天敵及び、ウイルス抗血清の利用に関すること
- (4) 植物防疫に関する講習会、講演会及び展示会に関すること
- (5) 優良農薬の普及に関すること
- (6) 植物防疫に係る表彰に関すること
- (7) 植物防疫に係る印刷物等の刊行に関すること
- (8) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 この会の目的に賛同して入会した、団体又は個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するため入会した、団体又は個人
- (3) 名誉会員 この会に功労があった者、又は学識経験者で、総会において推薦された者

(4) 特別会員 日本植物防疫協会

(会 費)

第6条 正会員及び賛助会員は毎年度の総会で定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 会費を1年以上納入しないとき

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

この場合には、その総会の会日の10日前までに、その会員に対して、その旨、書面をもって通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この会の事業に直接関係のある法令若しくは、法令に基づく行政庁の処分又は会の規約若しくは業務方法書に違反したとき

(2) この会に対する義務の履行を怠ったとき

(3) 故意若しくは重大な過失により会の名誉をき損し又は会の目的に反する行為をしたとき

(4) この会の事業を妨げる行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(3) 理 事 (会長及び副会長を含む) 3名以上

(4) 監 事 2 名

2. 役員は、総会において正会員又は正会員たる団体の役員若しくは職員の内から選任する。(ただし、監事はこの限りでない。)
3. 会長、副会長は理事の互選とする。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
4. 監事は、会計監査職務を行う。

(任 期)

第13条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(参 与)

第15条 この会に、参与を置くことができる。

2. 参与は、理事会の推薦により、学識経験のあるもののうちから選任する。
1. 参与は、この会の業務について、会長の諮問に応じ、総会並びに理事会に出席して、意見を述べることができる。

第4章 総 会

(種 別)

第16条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年、年度終了後3カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって、開催の請求があったとき

(3) 監事が職務を行うため必要と認めたとき

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の場合は、監事が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号の規定による請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これ

を保持しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数
 - (3) 出席した正会員の数及び氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する件
2. 議事録には、その会議において出席正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない義務の執行に関する事

(開催)

第28条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる

(定足数等)

第31条 第22条から25条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第22条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会

員」とあるのは「理事総数」と、第23条から25条までの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産会計及び事業計画

(資産の構成)

第32条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第34条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、年度開始前に総会の承認を得なければならない。

(繰越金)

第36条 この会は、毎事業年度において剰余金又は欠損金が生じたときはこれを次年度に繰越すことができる。

(事業状況報告及び決算)

第37条 会長は、年度終了後3ヵ月以内に、事業状況報告書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第39条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の職員若しくはパート職員は、会長が任免する。
3. 事務局には事務を監督補佐する兼務職員(部署)を置く。
4. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て会

長が定める。

第8章 規約の変更及び解散

(規約)

第40条 この会は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的をもつ公益法人又は公共法人等に寄附するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第42条 この会の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この規約は、設立総会后平成25年4月1日から施行する。